



# 準要保護世帯の皆さまへ

令和5年度 歳末たすけあい募金配分金交付事業  
(船橋市社会福祉協議会)



船橋市在住で就学援助準要保護認定を受けている小学1年生～中学3年生の児童生徒を持つ世帯に対して、年末行事等を明るくお過ごしいただくための配分金交付事業を実施いたします。

配分金の交付には条件があり、期日までに申請書類の提出が必要となります。詳細については、以下をご参照ください。

## 1. 配分対象世帯 ※以下をすべて満たしていること

- ①船橋市在住の世帯
- ②就学援助準要保護認定を受けている小学1年生～中学3年生の児童生徒を持つ世帯

## 2. 配分対象条件

- ①令和5年度就学援助制度の認定区分が「準要保護」であること
- ②令和5年12月時点において「準要保護」と認定されていること
- ③生活保護を受給していないこと

※審査時又は交付時において対象条件を満たさない場合には、交付の対象外となる場合がありますので、ご了承ください。

## 3. 配分金額

1世帯につき3,000円（ギフト券を郵送します）

※きょうだい複数人いる場合でも一律で上記の金額となります。

※申請人数が多い場合は、配分金額を減額する場合があります。

## 4. 申請書類

- ①歳末たすけあい募金準要保護世帯配分金交付申請書
- ②令和5年度船橋市就学援助認定通知書の写し または、令和5年度船橋市就学援助更正・変更通知書の写し

※就学援助制度の対象の児童生徒が複数人いる場合、全員分の通知書の写しを提出ください。

※紛失等により、認定通知書の写し等の提出が困難な場合は、当協議会が、船橋市教育委員会学務課に就学援助認定状況を照会し、審査いたしますので、提出は不要です。

## 5. 配分金交付の可否について

申請書類を当協議会が審査したうえ、配分金交付の可否を書面にて通知いたします。審査の結果、条件を満たしていない等により配分金交付の対象外となる場合があります。



## 6. 配分金の取り消し等について

偽りその他の不正手段により配分金の決定及び交付を受けた場合には、配分金の決定及び交付を取り消し、配分金の全部又は一部を返還していただきます。

## 7. その他注意事項など

- ・申請には締切がありますので、お早めの申請をお願いいたします。
- ・1世帯につき1回の申請となります。また、きょうだい複数人いる場合でも配分金額は一律とさせていただきますので、ご了承ください。
- ・地域の皆さまからお預かりした募金を原資としてのご理解の上でのご利用をお願いいたします。
- ・申請内容について、船橋市教育委員会学務課の就学援助制度の認定結果と照合を行います。照合時において、対象条件を満たさない場合には配分金交付の対象外となります。
- ・配分金の交付時において生活保護を受給している場合には、配分金の返還や船橋市生活支援課への収入申告をしていただく必要があります。生活保護を申請・受給された場合には必ず当協議会までご連絡ください。また、生活支援課より配分金の申請情報に関する照会があった際に、その情報を回答する場合がありますので、ご了承ください。
- ・募金が財源であることから、配分金額、対象条件等は来年度以降変更になる場合があります。

★（対象世帯例）※就学援助準要保護認定を受けた小学1年生～中学3年生の児童生徒を持つ世帯が対象です。

- |                                   |         |
|-----------------------------------|---------|
| 例1) 長男(中学1年生)、長女(小学5年生)           | →申請できます |
| 例2) 長男(大学2年生)、次男(高校3年生)、長女(中学2年生) | →申請できます |
| 例3) 長女(小学3年生)、次女(幼稚園年長)           | →申請できます |
| 例4) 長男(大学1年生)、次男(高校2年生)           | →対象外です  |

配分金交付を希望の方は、注意事項をよくお読みいただきご理解のうえ申請いただきますようお願いいたします。

申請書のダウンロードは市社協HPから→  
(※郵送でもお取り寄せできます。)



**申請締切日：令和6年2月29日(木) 必着**

※令和5年11月30日(木)までの申請 → 12月中旬交付予定

それ以降の申請 → 令和6年3月中旬交付予定

【お問い合わせ・申請窓口】 ※郵送又は持参

〒273-0005

船橋市本町2-7-8 船橋市福祉ビル3階

社会福祉法人 船橋市社会福祉協議会 地域福祉推進課

TEL：047-431-2653



# 歳末たすけあい募金

## 準要保護世帯配分金交付申請書兼同意書

令和 年 月 日

社会福祉法人  
船橋市社会福祉協議会  
会長 若生 美知子 あて

私は歳末たすけあい募金準要保護世帯配分金について申請します。申請にあたって、本紙及び「準要保護世帯の皆さまへ」の記載事項を確認し、その内容及び当協議会が船橋市教育委員会学務課から就学援助の認定者情報を収集することについて同意します。配分決定がされた場合は、下記住所を配分金の送付先に指定します。

◇現住所 船橋市(〒 - )

フリガナ  
◇申請者(保護者) ◇日中連絡のとれる電話番号

◇対象児童生徒(小学1年生～中学3年生) ※きょうだい複数人いる場合でも配分金額は一律です。

フリガナ  
・氏名 平成 年 月 日(生) 小学校・中学校 学年

フリガナ  
・氏名 平成 年 月 日(生) 小学校・中学校 学年

フリガナ  
・氏名 平成 年 月 日(生) 小学校・中学校 学年

フリガナ フナバシ タロウ  
例)・氏名 船橋 太郎 平成 26 年 12 月 1 日(生) 船橋 小学校・中学校 3 学年

◇申請金額 3,000円(ギフト券) ※申請人数が多い場合は、配分金額を減額する場合があります。

☆申請時添付書類…令和5年度船橋市就学援助認定通知書の写し または、  
令和5年度船橋市就学援助更正・変更通知書の写し

※紛失等により、認定通知書の写し等の提出が困難な場合は、当協議会が、船橋市教育委員会学務課に就学援助認定状況を照会し、審査いたしますので、提出は不要です。

### 申請にあたってのお願い ※必ずお読みください

- ・地域の皆さまからお預かりした募金が財源となっております。年末行事等を明るくお過ごしいただくための配分金であることをご理解ください。
- ・募金を財源としていることから、配分金額、対象条件等は来年度以降変更になる場合があります。
- ・審査・交付の時点において対象条件を満たさない場合等には、対象外となる場合があります。
- ・偽りその他の不正手段により配分金の決定及び交付を受けた場合には、配分金の決定及び交付を取り消し、配分金の全部又は一部を返還していただきます。

申請締切日 … 令和6年2月29日(木) 必着

※令和5年11月30日(木)までの申請 → 12月中旬交付予定

それ以降の申請

→ 令和6年3月中旬交付予定

#### 【配分金に関するお問い合わせ・送付先】

〒273-0005 船橋市本町2-7-8 船橋市福祉ビル3階  
社会福祉法人 船橋市社会福祉協議会 地域福祉推進課 宛  
TEL:047-431-2653